

佐賀県訓令甲第11号

労働委員会事務局

佐賀県労働委員会事務局処務規程（昭和26年佐賀県訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月18日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（文書の管理） 第10条 文書の管理については、佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）の例による。</p>	<p>（文書の管理） 第10条 文書の管理については、佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）及び佐賀県電子メール取扱規程（平成25年佐賀県訓令甲第10号）の規定の例による。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。